

## データ利活用の推進等に当たっての緊急コメント

2017年4月18日  
新経済連盟

現在、規制改革推進会議で検討が行われている下記の論点はどれも、「官民データ活用推進基本法」の趣旨にもかんがみ、非常に重要な論点であることから、当連盟としても、あらためて今後必要不可欠な施策の推進をあらためて規制改革推進会議をはじめ政府関係者に強く要請する。

### 1. 匿名加工・活用に関する統一的なルールの整備

総務省が主催する「地方公共団体の保有するパーソナルデータに関する検討会」報告書

案では、ルール整備を条例にゆだねる方針を取り、モデル条例案が示されるほか、準備の整った地方公共団体から整備していくとの方針が示されている。

上記方針では、今後必要となる匿名加工・活用に関してルールの差異・ばらつきが発生するという問題の抜本的な解消にはつながらない。昨年12月7日の当連盟の緊急コメントで述べたとおり、政府において、本問題への立法的な課題解決に向けた精力的な検討が至急必要である。

### 2. 遠隔教育への対応

#### (1) 著作権の問題

高校の遠隔教育は対面での教育と同様に制度化されたものの、それに対応した著作権の扱いが措置されておらず、音楽授業や生徒のデジタル機器等への資料の直接配布等に制約がかかっている。

文部科学省は、高等学校で解禁された遠隔教育(配信側には教師のみで生徒はいない)について、著作権者の許諾は不要であるが有料にする方向で検討中と聞いている。対面での教室での授業(許諾不要、無料)と異なる扱いをする合理的な理由が存在しないと考える。したがって、当連盟がかねてより主張してきたとおり、遠隔授業においても、資料配布や音楽の演奏等について対面授業と同様の扱いを著作権法上措置すべきである。

#### (2) 遠隔授業の範囲の拡大(義務教育での実施、単位数上限、外部人材の活用等)

英語、プログラミング教育、総合学習等といった専門性が求められ人材確保が必ずしも容易ではない新規分野をはじめとして、教育の質の向上と機会均等の観点から、新しい分野や専門分野の人材を活用した遠隔教育を推進していくことが必要である。

### 3. 不動産登記の見直し

上記論点は、不動産分野における官民データの流通促進という意味でも非常に重要であり、成長戦略として必要不可欠である。

その観点から、4月5日の投資等WGの資料1-1における方向性について賛同する。

なお、当連盟は、2月に、日本の成長戦略として、データ活用等による不動産市場拡大を明確に位置づけるための提案(※)をしているので参照されたい。

(※)2017年2月13日に、「不動産・新産業革命」と題した提言を国土交通大臣に提出済み。

概要は以下の通り。

- ① 不動産市場をめぐる現状の問題として、以下の3点を挙げる。
  - ・住宅資産額が住宅投資累計額より約500兆円以上少ないなど不動産価値が毀損されている。重要な資産を守り、再生・有効活用することが急務。
  - ・不動産流通を促進させるための前提となる必要な情報に関して、非対称性が解消されず、さらなる市場の活性化を阻害。
  - ・不動産の再生利活用促進にとって障害となる構造的要因があるが、それに対する政策的手当てが不十分。
  
- ② 日本の成長戦略として、データ活用等による不動産市場拡大を明確に位置づけ、具体的に以下の項目を検討していくことを提案する。
  - 提言1: 「不動産情報バンク(仮称)」の整備  
(政府が進める「不動産総合データベース」のさらなる進化、不動産版マイナンバー整備)
  - 提言2: 不動産の利活用を推進するための評価手法の見直し
  - 提言3: 不動産再生手法の導入の検討(不動産再生機構の設立含む)
  
- ③ 上記提案施策実現により、住宅投資額累計と住宅資産額の差分、つまり「失われた建物価値」約500兆円の解消、GDP30兆円拡大等の経済効果を実現。都市のイノベーション、中心市街地活性化等を通じて、都市問題などの社会課題を解決する。

以 上